

平成30年4月27日

平成30年度第1回美浦村定例教育委員会議案

美浦村教育委員会

日時 平成30年4月27日(金)午後1時00分

場所 美浦村役場3階委員会室

日 程

1. 開会

2. 教育長あいさつ

3. 報告事項

報告第1号 美浦村立美浦幼稚園運営規程の一部を改正する規程

報告第2号 美浦村立大谷保育所運営規程の一部を改正する規程

報告第3号 美浦村立木原保育所運営規程の一部を改正する規程

4. その他

5. 閉会

報告第1号

美浦村立美浦幼稚園運営規程の一部を改正する規程

上記について、下記のとおり報告する。

平成30年4月27日

美浦村教育委員会教育長 糸賀 正美

美浦村立美浦幼稚園運営規程の一部を改正する規程

美浦村立美浦幼稚園運営規程（平成27年美浦村教育委員会訓令第5号）の一部を次のように改正する。

第3条第2号中「教頭」を「主任」に改め、同条第3号中「主任」を「副主任」に、「教頭」を「主任」に改める。

第4条第2項第5号中「22日」を「21日」に改める。

別表1を次のように改める。

別表1 教育・保育の提供に要する実費に係る利用者負担金

項目	内容，負担を求める理由，目的	金額
PTA会費	村P連，県P連，国P連負担金，PTA安全互助会費，行事費等	月 300円
		年 3,600円
給食費	月～金の牛乳代，水～金の給食費 1食308円，牛乳1パック40円	月 4,000円
		年 44,000円
月間絵本代	月々の絵本代等 ※値段は目安	年少 月 400円
		年中 月 370円
		年長 月 370円
アルバム代	卒園児アルバム代として（年長組のみ） ※値段は目安	学期 4,860円
		年 14,580円
新年度用品	クレヨン・はさみ・カラー帽子等個人で使用する用品を入園，進級時に購入	年少 7,240円
		年中 7,220円
		年長 8,050円
日本スポーツ振興センター掛金	万一の事故に備え，全園児が加入掛金の一部を負担	200円
保育行事	親子遠足，年長児のお別れ遠足，バス代，卒園準備金等経費負担分	実費徴収

様式第1号を次のように改める。

様式第1号 (第6条関係) (表)

様式第1号(第3条関係)

支給認定申請書兼施設利用申込書
施設型給付費・地域型保育給付費等

美浦村長

年 月 日

保護者 現住所
氏名
電話番号

次のとおり、施設型給付費・地域型保育給付費に係る支給認定を申請します。

利用希望の 小学校就学前 子ども	フリガナ			生 年 月 日	性別	認定者番号	
	氏 名						
	個人番号						
教育・保育の 希望を選択	<input type="checkbox"/> 保育を希望 2号認定 3号認定 保育所、認定こども園(保育部分)、地域型保育事業を利用する方 ※保育利用の理由が必要です。 <input type="checkbox"/> 教育を希望 1号認定 幼稚園、認定こども園(教育部分)を利用する方						
	更に必要量を選択 → <input type="checkbox"/> 保育標準時間 ※両親ともに月120時間以上の就労など <input type="checkbox"/> 保育短時間 ※両親の一人が月60～120時間の就労など						
(支給認定申請子どもの世帯員 -同居の祖父母等を含む-)	フリガナ 氏 名	子ども との続柄	生年月日	連絡先 (携帯電話番号など)	職業	勤務先、学校名学年など	個人番号
		父					
		母					
生活保護又は中国残留邦人等支援給付の状況				<input type="checkbox"/> 受けていない <input type="checkbox"/> 受けている 年 月 日から			
住所歴の確認 ※村外にチェックされた方は、その年度の市町村民税額等証明書書の提出が必要になります。							
続柄	本年1月1日時点						
父	<input type="checkbox"/> 美浦村 <input type="checkbox"/> 村外(旧住所:)						
母	<input type="checkbox"/> 美浦村 <input type="checkbox"/> 村外(旧住所:)						
の子ども 現況も	1 保育関連施設等(施設名)に預けている。 2 現在は就労していない(育児休業中含む)保護者(父・母・祖父・祖母・その他親族)が自宅で保育している。 3 その他()						
施設利用を希望する期間			年 月 日 から 年 月 日・就学前 まで				
利用希望 施設名 と 順番	① (第1希望)			(希望理由)			事業所番号(*課記入欄)
	② (第2希望)			(希望理由)			事業所番号(*課記入欄)
	③ (第3希望)			(希望理由)			事業所番号(*課記入欄)
	④以下 (第4希望)			幼稚園、認定こども園(教育部分)併願 <input type="checkbox"/> 園名 入園申込をされている方はチェック			
次の理由により、保育利用を申請します。※幼稚園、認定こども園(教育部分)を希望する方は必要ありません。							
保育利用 の理由 (番号を記入)	続柄	番号	保育が必要な理由 (保護者の現況)				
	父		1就労 1-(1)正社員 1-(2)パートアルバイト 1-(2)自営業 1-(4)派遣社員 1-(5)内職 2妊娠・出産 2-(1)妊娠中、出産後 2-(2)里帰り出産 3疾病・障がい 3-(1)自宅療養、通院 3-(2)入院 3-(3)心身等障がいの手帳を保持 4同居親族介護・看護 4-(1)自宅で親族を介護、看護 4-(2)子どもの看護 4-(3)入院、入所親族の看護 5災害復旧 5-(1)震災、風水害の復旧 5-(2)火災等の復旧 6求職活動 6-(1)就労内定 6-(2)起業準備中 6-(3)求職活動中 7就学 7-(1)大学等の学校 7-(2)看護学校等の専修学校等 7-(3)職業訓練 7-(4)その他各種学校等 8ひとり親 8-(1)離婚 8-(2)離婚調停中 8-(3)拘留等 8-(4)死別 8-(5)未婚				
	母						
希望する 保育時間	利用曜日	月・火・水・木・金・土		必要な利用時間 通勤+就労時間	時間	1日あたり利用	時間

(表面)

(裏)

続柄		氏名	年齢	住所（別居の場合のみ記入）		生活の現況 (就労、障がい等級、介護認定、疾病等)
父方	祖父			同居・別居		
	祖母			同居・別居		
母方	祖父			同居・別居		
	祖母			同居・別居		

誓約及び同意書

- 申請書、添付書類、申立書及び各証明書(以下「申請書類」という。)の内容が実態と異なる場合は、支給認定又は保育所、幼稚園等の特定教育・保育施設等(以下「施設等」という。)利用の決定を取り消されても異議ありません。
 - 決定された利用者負担額は、遅滞なく納付し、滞納しません。
 - 村は、施設型給付費等の支給認定や利用者負担額の決定に必要な世帯情報及び世帯員の市民税額等の情報について、次の関係部署に調査します。
ひとり親医療担当・母子福祉担当・戸籍、住民票担当・障がい福祉担当・生活保護担当・税務担当・児童手当担当
 - 村は、施設利用とその運営上、必要と認められる申請書類の情報を、当該施設等や関係部署に提供する場合があります。
 - 村は、申請書類の記載内容について、疑義が生じた場合や情報不足等により確認する必要がある場合、勤務先等に連絡して確認する場合があります。
 - 本申請については、新規認定申請が集中するなど、支給認定の審査に時間を要する場合は、認定の審査結果は利用開始までにお知らせします。
- 上記の各事項について誓約し、及び同意します。

保護者氏名

下記の事項について、本申請の提出前にご承知おきください。

- 村は、上記3の情報に基づき決定した利用者負担額を施設等に対して提示することがあります。
- 利用者負担額を滞納した場合は、児童福祉法第56条第8項及び第9項の規定、又は子ども・子育て支援法附則第6条第7項の規定により、差押などの処分を行うことがあります。また、民事訴訟法その他関連法令の規定により法的措置を行うことがあります。
- 保育認定を受けて施設等を利用する保護者は、認定を受けた保育必要量の時間内であっても保育を必要とする理由に該当しない場合は、家庭保育をお願いします。

(保護者の方は、以下記入しないでください。)

*所管課記載欄

受付年月日	年 月 日	システム入力確認口	手帳確認	認定者番号
支給認定の確認	1号 2号標準 2号短 3号標準 3号短	年 月 日認定		認定否理由
利用施設の調整	施設名	利用不可	受入れなし 定員満了 受入体制不能 指数低位 その他	
利用の期間	年 月 日から	入学 満3歳 2か月 産後2月 育休終了	地域型卒園	今年度末 まで
備考				

*施設等記載欄 (保護者が施設又は事業者を経由して市町村に提出した場合)

受付年月日	年 月 日	提出した保護者氏名 (続柄)	続柄 ()	
施設(事業者)名		施設(事業者)の担当者 連絡先	氏名 連絡先	
入所、入園内定(契約)、入園許可の確認(○で囲む)	内定(契約)、許可あり	年 月 日	内定(契約)、許可	内定(契約)、許可なし
備考				

(裏面)

附 則

この訓令は、公布の日から施行し、平成30年4月1日から適用する。

報告第1号 資料

○美浦村立美浦幼稚園運営規程

(施設の名称等)

第1条 美浦村が設置する幼稚園の名称及び所在地は、次のとおりとする。

(1) 名称 美浦村立美浦幼稚園

(2) 所在地 美浦村大字大谷1059番地

(施設の目的及び運営方針)

第2条 美浦村立美浦幼稚園（以下「当園」という。）は、義務教育及びその後の教育の基を培うものとして、幼児を保育し幼児の健全な成長のために適当な環境を与えて、その心身の発達を助長することを目的とする。

(1) 当園は、教育の提供に当たっては、入園する幼児の最善の利益を考慮し、教育を積極的に増進することに最もふさわしい生活の場を提供するよう努めるものとする。

(2) 当園は、教育に関する専門性を有する職員が、家庭との緊密な連携の下に、幼児の状況や発達過程を踏まえ、教育及び保育を一体的に行うものとする。

(3) 当園は、幼児の属する家庭や地域との様々な社会資源との連携を図りながら、幼児の保護者に対する支援及び子育て家庭に対する支援等を行うよう努めるものとする。

(4) 当園は、美浦村立幼稚園管理規則（昭和41年教委規則第1

号）その他関係法令を遵守し、事業を実施するものとする。

(職員の職種、員数及び職務の内容)

第3条 当園が教育の実施に当たり配置する職員の職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

(1) 園長1人（常勤専従）

園長は、職員及び業務の管理を一元的に行い、職員に対し法令等を遵守させるため必要な指揮命令を行うとともに、幼児を全体的に把握し、園務をつかさどる。

(2) 教頭主任1人（常勤専従）

教頭主任は、職員に対し法令等を遵守させるため、園長を補佐し、保護者に対する子育て支援を行うとともに、円滑な運営が出来るよ

う補佐する。

(3) 主任副主任教諭1名（常勤専従）

主任副主任教諭は、園長及び教頭主任を補佐し、教育内容について、他の教諭を統括し、並びに教育に従事する。

(4) 教諭9人（常勤7人、非常勤2人）

教諭は、教育に従事し、教育計画の立案、実施、記録及び家庭連絡等の業務を行う。

(5) 預かり教諭（非常勤1人）

預かり教諭は、教育時間以外の預かり保育の業務を行う。

(6) 生活介助員（必要に応じて配置）

生活介助員は、支援を要する幼児の支援、介助、記録等の業務を行う。

(7) 用務員1人（非常勤1人）

用務員は、園舎等の環境整備、給食の配膳、片づけ等の業務を行う。

(8) バス添乗員（非常勤2人）

バス添乗員は、当園バスの添乗、バス内の指導を行う。

(9) 学校医 1人

学校医は、園児の心身の健康管理を行うとともに、定期健康診断、職員及び保護者への相談・指導を行う。

(10) 学校歯科医 1人

学校歯科医は、園児の心身の健康管理を行うとともに、定期健康歯科健診、職員及び保護者への相談・指導を行う。

(11) 学校薬剤師 1人

学校薬剤師は、園児の健康管理を行うとともに、幼稚園環境衛生検査、職員及び保護者への相談・指導を行う。

(教育を行う日)

第4条 当園の教育を提供する日は、月曜日から金曜日までとする。

2 当園は、前項の規定に関わらず、次に掲げる事項に当てはまる場合は休園日とする。

(1) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日

- (2) 日曜日及び土曜日
 (3) 県民の日を定める条例（昭和43年茨城県条例第3号）による
 県民の日

- (4) 学年始休業日（4月1日から4月5日まで）
 (5) 夏季休業日（7月22日から8月31日まで）
 (6) 冬季休業日（12月25日から翌年1月7日まで）
 (7) 学年末休業日（3月25日から3月31日まで）
 (8) 開園記念日（4月15日）

(9) 前各号に定めるもののほか、教育委員会教育長（以下「教育長」という。）が指定した日又は園長が特に休園を必要と認め、

あらかじめ教育長の承認を得た日

3 園長は、教育上必要があり、かつ、やむを得ない事由があるときは、教育長の承認を得て休園日に教育を行い、開園日を休園日にすることができ、

（教育を提供する時間）

第5条 教育を提供する時間は、午前8時30分から午後2時とする。

（入退園等）

第6条 当園に入園を希望する者は、支給認定申請書兼施設利用申込書（様式第1号）を当園に提出しなければならない。

2 退園・休園を希望する者は、退園届（様式第2号）・休園届（様式第3号）により、事由を付して当園に申し出るものとする。
 （利用者負担その他の費用等）

第7条 当園は、美浦村立美浦幼稚園利用者負担額及び預かり保育料徴収条例施行規則（平成27年教委規則第11号）により、利用者負担額を幼児の保護者から徴収する。

2 前項に定めるもののほか、別表1に掲げる当園の教育において提供する便宜に要する費用については、保護者より実費の負担を受け、

（学級編成・利用定員）

第8条 当園を利用する幼児は、子ども・子育て支援法（以下「法」という。）第19条第1項第1号の子ども（保育を必要としない3

歳以上児）とし、学級編成は、1学級の幼児数は、3歳児学級は20人以下とし、4歳児学級及び5歳児学級は35人以下とする。

2 利用定員は次のとおりとする。

年齢区分 認定区分	3歳児	4歳児	5歳児	計
1号	60人	70人	70人	200人
合計	60人	70人	70人	200人

（利用申込みに対する正当な理由のない提供拒否の禁止等）

第9条 当園は、教育の提供を希望する幼児の保護者から利用の申込みを受けたときは、これを拒めない。

2 利用申込みに係る教育の提供を希望する幼児の数及び現に利用している幼児の数の総数が、前条第2項の定める利用定員の総数を超える場合においては、美浦村特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成26年美浦村条例第21号）第6条第2項の規定により、抽選、申込みを受けた順序により決定する方法、当園の教育理念に基づき選考等、事前に施設の管理者が定めて保護者に明示した公正な方法により選考する。

3 前項の選考の方法その他入園に必要な手続きは、毎年度、募集要項を定めて明示する。

（利用の開始、終了に関する事項及び利用に当たっての留意事項）

第10条 教育の提供の開始に際しては、あらかじめ、重要事項を記載した書面により、幼児の保護者とその内容を確認し、同意を得る。

2 当園の幼児が次のいずれかに該当するときは、教育の提供を終了するものとする。

(1) 子ども・子育て支援法第19条第1項第1号に規定する小学校就学前子どもとの区分に該当しなくなつたとき。

(2) 村が当園の利用継続が不可能であると認めたととき。

(3) その他、利用継続において重大な支障又は困難が生じたとき。

（緊急時等における対応方法）

第11条 当園は、教育の提供中に、幼児の健康状態の急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに幼児の家族等に連絡するととも

に、嘱託医又は幼児の主治医に相談する等の措置を講じる。

2 教育の提供により事故が発生した場合は、学校教育課及び保護者に連絡するとともに、必要な措置を講じる。

3 幼児に対する教育の提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行う。

(非常災害対策)

第12条 当園は、非常災害に関する消防計画等を作成し、防火管理者を定め、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に職員に周知するとともに、毎月1回以上、避難及び救出その他必要な訓練を実施する。

(虐待の防止のための措置)

第13条 当園は、幼児の人権の擁護、虐待の防止のため、責任者を設置する等必要な体制の整備を行うとともに、その職員に対し、研修を実施する等の措置を講ずるよう努める。

(秘密保持)

第14条 当園の職員は、業務上知り得た幼児及び保護者の秘密を保持する。

2 地域子ども・子育て支援事業を利用した子どもやその家族の秘密を保持する。

3 職員でなくなつた後においても同様に秘密を保持する。

(苦情解決)

第15条 当園は、保護者等からの相談や事業全般に係る要望、苦情に適切に対応する体制を整えるために、苦情解決責任者、苦情受付担当者及び第三者委員会を設置し、苦情に対して必要な措置を講じる。

2 苦情を受け付けた際は、速やかに事実関係等を調査するとともに、苦情申出者との話し合いによる解決に努める。その結果、必要な改善を行う。

3 苦情内容及び苦情に対する対応、改善策について記録する。

(記録の整備)

第16条 当園は、教育の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から決められた期間を保存するものとする。

種類	保存年限
1 教育の実施に当たつての計画	5年
2 提供した教育に係わる提供記録	
3 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準(平成26年内閣府令第39号)第19条に規定する市町村への通知に係わる記録	
4 保護者からの苦情の内容等の記録	
5 事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録	
6 指導の記録	
7 健康診断表	
8 出席簿	
1 幼児指導記録(学籍の記録)	20年間保存
2 中途入園者の幼児の指導要録(学籍の記録)の写し	
3 中途退園者の指導要録(学籍の記録)	

(その他の事項)

第17条 この規程に定めるもののほか、幼稚園の管理に必要な事項は、園長がその都度定める。

附 則(平成27年美浦村教育委員会訓令第5号)

この訓令は、公布の日から施行し、平成27年4月1日から適用する。

附 則(平成28年美浦村教育委員会訓令第2号)

この訓令は、公布の日から施行し、平成29年1月1日から適用する。

附 則

この訓令は、公布の日から施行し、平成30年4月1日から適用する。

別表1 教育・保育の提供に要する実費に係る利用者負担金

項目	内容、負担を求め理由、目的	金額
PTA会費	村P連、県P連、国P連負担金、PTA安全互助会費、行事費等	月 300円 年 3,600円
給食費	月～金の牛乳代、水～金の給食費 1食308円、牛乳1パック40円	年 4,000円 年 44,000円
月間絵本代	月々の絵本代等 ※値段は目安	年少 月 400円 年中 月 370円 年長 月 370円
アルバム代	卒園児アルバム代として（年長組のみ） ※値段は目安	学期 4,860円 年 14,580円
新年度用品	クレヨン・はさみ・カラー帽子等個人で使用する用品を入園、進級時に購入	年少 7,160 円 7,240円 年 7,850 円 7,220円 年長 7,970 円 8,050円
日本スポーツ振興センター掛金	万一の事故に備え、全園児が加入掛金の一部を負担	200円
保育行事	親子遠足、年長児のお別れ遠足、バス代、卒園準備金等経費負担分	実費徴収

様式第1号 (第6条関係)

(表)旧

入園申請書兼支給認定申請書
(施設型保育・地域型保育給付等)

平成 年 月 日 保護者氏名 印

美浦村長 殿
管理者 殿
次のとおり、入園申請及び支給認定を申請します。

氏名	生年月日	性別	居住者番号 施設型認定済者の場合
人園希望児童 (ふりがな)	年 月 日生	男・女	()
保護者 (住所・連絡先)		男・女	()

①申請児童の情報

障害者手帳の情報	無・有(身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳)
アレルギー情報	無・有()
お薬服用の有無	無・有()
連絡事項	(欄に連絡しておきたいことなどがありましたらお書き下さい。)

②世帯の状況

氏名	生年月日	性別	児童との 関係	児童との 関係	児童との 関係	児童との 関係	児童との 関係	児童との 関係	児童との 関係
ひとり親世帯等の有無	非該当・該当(平成 年 月 日保護開始)								
生活保護の適用の有無	非該当・該当(平成 年 月 日保護開始)								
区分									
児童	年 月 日生	男・女	対象	対象	対象	対象	対象	対象	対象
児童	年 月 日生	男・女	対象	対象	対象	対象	対象	対象	対象
児童	年 月 日生	男・女	対象	対象	対象	対象	対象	対象	対象
児童	年 月 日生	男・女	対象	対象	対象	対象	対象	対象	対象

(※日多・地域型保育の対象施設に入園・入学している場合、申請書にその旨を記入してください。)

(※申請児童の住所が美浦村にない場合は、申請書にその旨を記入してください。)

(表)旧

(裏)旧

ご利用を希望する期間、希望する施設(希望理由)

利用を希望する期間	平成 年 月 日 から 平成 年 月 日まで
第1希望	(希望理由)
第2希望	(希望理由)
第3希望	(希望理由)

(※)小規模保育等を利用しており、運轉施設への入所希望の場合は、その旨を記入してください。

①施設型等の提供に当たっての署名欄

申請者が施設型保育・地域型保育給付等の支給認定に必要な市町村民権の取得(同一世帯者を含む)及び世帯情報を提供すること、また、その情報に基づき決定した利用者負担額について、特定教育・保育施設等に対して徴収することに同意します。

(以下記入不要です。美浦村に提出してください。)

※施設型等の利用同意を認めてもらう場合

受付年月日	平成 年 月 日
施設(事業者)名	(施設・事業者番号)
担当者氏名	(担当名)
連絡先	(連絡先)
入所契約(内定)の有無	有(契約・内定(平成 年 月 日契約(内定)))・無
備考	

※市町村記録欄

受付年月日	平成 年 月 日
認定の可否	認定者番号
可・否 (旨とする理由)	平成 年 月 日認定
可・否 (旨とする理由)	支給(内定)の可否
[<input type="checkbox"/> 施設型 <input type="checkbox"/> 地域型 <input type="checkbox"/> 特別施設型 <input type="checkbox"/> 特別施設型]	入所施設(事業者)名
	[<input type="checkbox"/> 認定者番号 <input type="checkbox"/> 小 <input type="checkbox"/> 大 <input type="checkbox"/> 小 <input type="checkbox"/> 大 <input type="checkbox"/> 小 <input type="checkbox"/> 大]
備考	

(裏)旧

様式第1号 (第6条関係)

(表)新

支給認定申請書兼施設利用申込書

高齢型給付費・地域型障害給付費等

年 月 日

氏 名

住所

氏 名

電話番号

氏 名

電話番号

氏 名

電話番号

氏 名

電話番号

氏 名

電話番号

氏 名

電話番号

氏 名

電話番号

氏 名

電話番号

氏 名

電話番号

氏 名

電話番号

氏 名

電話番号

氏 名

電話番号

氏 名

電話番号

氏 名

電話番号

氏 名

電話番号

氏 名

電話番号

氏 名

電話番号

氏 名

電話番号

氏 名

電話番号

氏 名

電話番号

氏 名

電話番号

氏 名

電話番号

氏 名

電話番号

氏 名

電話番号

氏 名

電話番号

氏 名

電話番号

氏 名

電話番号

氏 名

電話番号

氏 名

電話番号

氏 名

電話番号

氏 名

電話番号

氏 名

電話番号

氏 名

電話番号

氏 名

電話番号

氏 名

電話番号

氏 名

電話番号

氏 名

電話番号

氏 名

電話番号

氏 名

電話番号

氏 名

電話番号

支給認定申請書兼施設利用申込書 (表)新. Detailed form with multiple sections for applicant information, family details, and facility application.

支給認定申請書 (裏)新. Reverse side of the application form containing detailed instructions and conditions.

様式第2号 (第6条関係)

退園届

組名 () 組)
園児氏名 ())
生年月日 (平成 年 月 日)

上記の者は、下記事由により平成 年 月 日までをもって退園させていただきます。

記

1. 事由

平成 年 月 日

住所 美浦村

保護者名 _____ 印

美浦村立美浦幼稚園長 殿

様式第3号 (第6条関係)

休園届

組名 () 組)
園児氏名 ())
生年月日 平成 年 月 日

上記の者は、下記事由により平成 年 月 日から平成 年 月 日まで、休園させていただきます。

記

1. 事由

平成 年 月 日

住所 美浦村

保護者氏名 _____ 印

美浦村立美浦幼稚園長 殿

報告第2号

美浦村立大谷保育所運営規程の一部を改正する規程

上記について、下記のとおり報告する。

平成30年4月27日

美浦村教育委員会教育長 糸賀 正美

美浦村立大谷保育所運営規程の一部を改正する規程

美浦村立大谷保育所運営規程(平成27年美浦村教育委員会訓令第3号)の一部を次のように改正する。

第4条中「平成20年告示」を「平成29年厚生労働省告示第117号」に改める。

第5条第3号中「4人」を「6人」に、「13人」を「11人」に改める。

第9条を次のように改める。

(利用定員)

第9条 利用定員は、次のとおりとする。

年齢区分 認定区分	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	計
2号	—	—	—	21人	21人	21人	63人
3号	12人	22人	23人	—	—	—	57人
合計	12人	22人	23人	21人	21人	21人	120人

別表2を次のように改める。

別表2 特定教育・保育の質の向上を図るために要する費用

項目	内容, 負担を求める理由, 目的	金額
親子遠足 (3・4・5歳児)	バス代・入園料	約6,000円
5歳児所外保育	バス代・入園料	約5,000円

附 則

この訓令は、公布の日から施行し、平成30年4月1日から適用する。

○美浦村立大谷保育園運営規程

(施設の名称等)

第1条 美浦村が設置する保育園の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名称 美浦村立大谷保育園
- (2) 所在地 美浦村大字信太2616番地の1

(施設の目的)

第2条 大谷保育園(以下「当所」という。)は、児童福祉法第39条の規定に基づき、保育を必要とする乳児又は幼児に対して適切な環境を確保し、心身の健全な成長を図ることを目的とする。

(運営の方針)

第3条 当所は、子どもの人権や主体性を尊重し、人間性豊かな子どもの育成を目指す。

2 保育・教育の提供に当たっては、子どもの最善の利益を考慮し、その福祉を積極的に増進するため、利用子どもたちの意思及び人格を尊重して保育・教育を提供するよう努める。

3 当所は、保護者や地域社会と力を合わせた運営を行い、都道府県、市町村、小学校、他の特定教育・保育施設等、地域子ども・子育て支援事業を行う者、他の児童福祉施設その他の学校又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努める。

(提供する保育・教育の内容)

第4条 当所は、児童福祉法、子ども・子育て支援法、その他関係法令等を遵守し、保育所保育指針(平成20年告示平成29年厚生労働省告示第117号)及び保育課程に沿って、乳幼児の発達に必要な保育・教育を提供する。

(職員の職種、員数及び職務の内容)

第5条 当所が保育の実施に当たり配置する職員の職種、員数及び職務内容は次の表のとおりとする。

(1) 所長1人(常勤専従)

所長は、保育・教育の質の向上及び職員の資質の向上に取り組みとともに、職員の管理及び業務の管理を一元的に行う。

(2) 副所長1人(常勤専従)

副所長は、所長を補佐するとともに、保育計画の立案や利用子どもとの保護者から育児相談、地域の子育て支援活動及び保育内容について他の職員を統括する。

(3) 保育士17人(常勤4人、非常勤13人)

保育士は、保育計画及び保育課程の立案とその計画、課程に基づくすべての子どもが安定した生活を送り、充実した活動ができるよう保育業務を行う。

(4) 看護師(非常勤1人)

看護師は、子どもの健康管理や疾病異常、傷害発生時の緊急処置、保育所全般の衛生管理や感染症予防対策を行う。

(5) 栄養士1人(非常勤1人)

栄養士は、子どもの給食献立作成、栄養管理の他、個々の発達に合わせた離乳食や間食の提供、アレルギーを持つ乳幼児に対する食事指導など、食生活に関する相談指導など、当所全般の食育を行う。

(6) 調理員3人(外部委託)

調理員は、栄養士の作成した献立に基づき、給食及びおやつを調理する。

(7) 嘱託医1人

嘱託医は、利用子どもたちの心身の健康管理を行うとともに、定期健康診断、職員及び保護者への相談・指導を行う。

(8) 嘱託歯科医1人

嘱託歯科医は、利用子どもたちの心身の健康管理を行うとともに、定期健康歯科健診、職員及び保護者への相談・指導を行う。

(特定教育・保育を行う日)

第6条 当所の保育を提供する日は、月曜日から土曜日までとする。

ただし、国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日、12月29日から31日及び翌年1月1日から1月3日を除く。

(特定教育・保育を提供する時間)

第7条 特定教育・保育を提供する時間は、次のとおりとする。

(1) 保育標準時間認定に係る保育時間

7時30分から18時30分の範囲内で、保護者が保育を必要

とする時間とする。

(2) 保育短時間認定に係る保育時間

8時30分から16時30分の範囲内で、保護者が保育を必要とする時間とする。

なお、上記以外の時間帯において、就労等の理由により保育が必要な場合は7時30分から8時30分まで又は16時30分から18時30分までの範囲内で、時間外保育を提供する。

(利用者負担その他の費用等)

第8条 当所の特定教育・保育を利用した支給認定保護者は、村に対し、居住地の市町村により決定された利用者負担額を支払うものとする。

2 前項に定めるもののほか、別表1・2に掲げる当所の教育・保育において提供する便直に要する費用については、支給認定保護者より実費の負担を受ける。

(利用定員)

第9条 利用定員は、次のとおりとする。

年齢区分 認定区分	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	計
2号	—	—	—	21人	11人	20人	63人
3号	9人 12人	24人 22人	24人 23人	—	—	—	57人
合計	9人 12人	24人 22人	24人 23人	21人 21人	11人 21人	20人 21人	120人

(利用の開始、終了に関する事項及び利用に当たっての留意事項)

第10条 当所は、市町村が行った利用調整により当所の利用が決定されたときかつ保育の実施の委託を受けたときは、これに応じる。

2 保育の利用開始にあたっては必要な事項を記載した書面により、当該利用子どもの支給認定保護者とその内容を確認する。

3 当所の利用子どもが次のいずれかに該当するときは、特定教育・保育の提供を終了するものとする。

(1) 「子ども・子育て支援法規則」第1条の規定に該当せず、市町

村が利用を取消ししたとき。

(2) 支給認定保護者から当所利用の取消しの申出があったとき。

(3) 市町村が当所の利用継続が不可能であると認めたととき。

(4) その他、利用継続において重大な支障又は困難が生じたとき。

(緊急時等における対応方法)

第11条 当所は、特定教育・保育の提供中に、利用子どもの健康状態の急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに利用子どもの家族等に連絡するとともに、囑託医又は利用子どもの主治医に相談する等の措置を講じる。

2 特定教育・保育の提供により事故が発生した場合は、子育て支援及び支給認定保護者に連絡するとともに、必要な措置を講じる。

3 利用子どもに対する特定教育・保育の提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行う。

(非常災害対策)

第12条 当所は、非常災害に関する消防計画等を作成し、防火管理者を定め、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に職員に周知するとともに、毎月1回以上、避難及び救出その他必要な訓練を実施する。

(虐待の防止のための措置)

第13条 当所は、利用子どもの人権の擁護、虐待の防止等のため、責任者を設置する等必要な体制の整備を行うとともに、その職員に対し、研修を実施する等の措置を講ずるよう努める。

(秘密保持)

第14条 当所の職員は、業務上知り得た利用子ども及び支給認定保護者の秘密を保持する。

2 地域子ども・子育て支援事業を利用した子どもやその家族の秘密を保持する。

3 職員でなくなつた後においても同様に秘密を保持する。

(苦情解決)

第15条 当所は、保護者等からの相談や事業全般に係る要望、苦情に適切に対応する体制を整えるために、苦情解決責任者、苦情受付担当者及び第三者委員会を設置し、苦情に対して必要な措置を講じ

別表1 保育の提供に要する実費に係る利用者負担金

1 保護者会費	年間 3,600円 (観劇代、運動会・クリスマス会・進級等事業及びブレゼン ト代、慶弔費等)
2 日本スポーツ振興センタ ー掛金	年間240円(掛金の一部)を負担。 事故に備え、全所児が加入する。
3 新年度教材 費	クレヨン・はさみ・カラー帽子等個人で使用する用品を入 所時に希望購入 使用する用品・集金額は年齢によって異なる。
4 各自用意す るもの	保育所指定の園服、紺半ズボン、カバン (3歳以上児) ・お昼寝用の布団、コップ・おしぼりなど

別表2 特定教育・保育の質の向上を図るために要する費用

項目	内容、負担を求め る理由、目的	金額
親子遠足 (3・4・5歳児)	バス代・入園料	約6,000円
思い出遠足(5歳児)	バス代・入園料	約2,000円
5歳児所外保育	バス代・入園料	約5,000円
写真代	生活行事等の様子	普通サイズ1枚40円 夫がいサイズ1枚90円
幼児演劇鑑賞教室 (4・5歳児)	団体観劇料金 (バス送迎代含む)	1,700円
交通安全教室(5歳児)	バス代・入園料	約3,000円

る。
2 苦情を受け付けた際は、速やかに事実関係等を調査するとともに、苦情申出者との話し合いによる解決に努める。その結果、必要な改善を行う。

3 苦情内容及び苦情に対する対応、改善策について記録する。
(記録の整備)
第16条 当所は、特定教育・保育の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存する。

- (1) 保育の提供に当たった計画
- (2) 保育に係る必要な事項の提供の記録
- (3) 市町村への通知に係る記録
- (4) 苦情の内容等の記録
- (5) 事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録
(その他の事項)

第17条 この規程に定めるもののほか、保育所の管理に必要な事項は、所長がその都度定める。

附 則(平成27年美浦村教育委員会訓令第3号)
この訓令は、公布の日から施行し、平成27年4月1日から適用する。

附 則(平成29年美浦村教育委員会訓令第2号)
この訓令は、公布の日から施行し、平成29年4月1日から適用する。

附 則
この訓令は、公布の日から施行し、平成30年4月1日から適用する。

報告第3号

美浦村立木原保育所運営規程の一部を改正する規程

上記について、下記のとおり報告する。

平成30年4月27日

美浦村教育委員会教育長 糸賀 正美

美浦村立木原保育所運営規程の一部を改正する規程

美浦村立木原保育所運営規程(平成27年美浦村教育委員会訓令第4号)の一部を次のように改正する。

第4条中「平成20年告示」を「平成29年厚生労働省告示第117号」に改める。

第5条第2号中「副所長」を「主任」に改め、同条第3号中「4人」を「5人」に、「9人」を「7人」に改め、同条第4号を削り、同条第5号を第4号とし、第6号から第8号までを1号ずつ繰り上げる。

第9条を次のように改める。

(利用定員)

第9条 利用定員は、次のとおりとする。

年齢区分 認定区分	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	計
2号	—	—	—	14人	14人	14人	42人
3号	8人	15人	15人	—	—	—	38人
合計	8人	15人	15人	14人	14人	14人	80人

別表2を次のように改める。

別表2 特定教育・保育の質の向上を図るために要する費用

項目	内容, 負担を求める理由, 目的	金額
親子遠足 (3・4・5歳児)	バス代・入園料	約6,000円

5歳児所外保育	バス代・入園料	約5,000円
---------	---------	---------

附 則

この訓令は、公布の日から施行し、平成30年4月1日から適用する。

○美浦村立木原保育園運営規程

(施設の名称等)

第1条 美浦村が設置する保育所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

(1) 名称 美浦村立木原保育所

(2) 所在地 美浦村大字木原1516番地

(施設の目的)

第2条 木原保育所(以下「当所」という。)は、児童福祉法第39条の規定に基づき、保育を必要とする乳児又は幼児に対して適切な環境を確保し、心身の健全な成長を図ることを目的とする。

(運営の方針)

第3条 当所は、子どもの人権や主体性を尊重し、人間性豊かな子どもの育成を目指す。

2 保育・教育の提供に当たっては、子どもの最善の利益を考慮し、その福祉を積極的に増進するため、利用子どもたちの意思及び人格を尊重して保育・教育を提供するよう努める。

3 当所は、保護者や地域社会と力を合わせた運営を行い、都道府県、市町村、小学校、他の特定教育・保育施設等、地域子ども・子育て支援事業を行う者、他の児童福祉施設その他の学校又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努める。
(提供する特定教育・保育の内容)

第4条 当所は、児童福祉法、子ども・子育て支援法、その他関係法令等を遵守し、保育所保育指針(平成20年告示平成29年厚生労働省告示第117号)及び保育課程に沿って、乳幼児の発達に必要な教育・保育を提供する。

(職員の職種、員数及び職務の内容)

第5条 当所が保育の実施に当たり配置する職員の職種、員数及び職務内容は次の表のとおりとする。

(1) 所長 1人(常勤専従)

所長は、保育・教育の質の向上及び職員の資質の向上に取り組むとともに、職員の管理及び業務の管理を一元的に行う。

(2) 副所長 1人(常勤専従)

副所長主任は、所長を補佐するとともに、保育計画の立案や利用子どもたちの保護者から育児相談、地域の子育て支援活動及び保育内容について他の職員を統括する。

(3) 保育士 12人(常勤4人、非常勤8人)

保育士は、保育計画及び保育課程の立案とその計画、課程に基づく子育ての子どもが安定した生活を送り、充実した活動ができるよう保育業務を行う。

(4) 看護師(非常勤1人)

看護師は、子どもの健康管理や疾病異常、傷害発生時の緊急処置、保育所全体の衛生管理や感染症予防対策を行う。

(5) 栄養士 1人(非常勤1人)

栄養士は、子どもの給食献立作成、栄養管理の他、個々の発達に合わせた離乳食や間食の提供、アレルギーを持つ乳幼児に対する食事指導など、食生活に関する相談指導など、当所全般の食育を行う。

(6) 調理員 3人(外部委託)

調理員は、栄養士の作成した献立に基づき、給食及びおやつを調理する。

(7) 嘱託医 1人

嘱託医は、利用子どもたちの心身の健康管理を行うとともに、定期健康診断、職員及び保護者への相談・指導を行う。

(8) 嘱託歯科医 1人

嘱託歯科医は、利用子どもたちの心身の健康管理を行うとともに、定期健康歯科健診、職員及び保護者への相談・指導を行う。

(特定教育・保育を行う日)

第6条 当所の保育を提供する日は、月曜日から土曜日までとする。

ただし、国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日、12月29日から31日及び翌年1月1日から1月3日を除く。

(特定教育・保育を提供する時間)

第7条 特定教育・保育を提供する時間は、次のとおりとする。

(1) 保育標準時間認定に係る保育時間

7時30分から18時30分の範囲内で、保護者が保育を必要と

する時間とする。

(2) 保育短時間認定に係る保育時間

8時30分から16時30分の範囲内で、保護者が保育を必要とする時間とする。

なお、上記以外の時間帯において、就労等の理由により保育が必要な場合は7時30分から8時30分まで又は16時30分から18時30分までの範囲内で、時間外保育を提供する。

(利用者負担その他の費用等)

第8条 当所の特定教育・保育を利用した支給認定保護者は、村に対し、居住地の市町村により決定された利用者負担額を支払うものとする。

2 前項に定めるもののほか、別表1・2に掲げる当所の教育・保育において提供する便宜に要する費用については、支給認定保護者より実費の負担を受ける。

(利用定員)

第9条 利用定員は、次のとおりとする。

年齢区分 認定区分	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	計
2号	—	—	—	1-5人 14人	1-1人 14人	1-5人 14人	4-1人 42人
3号	0人 8人	1-2人 15人	1-8人 15人	—	—	—	0-0人 38人
合計	0人 8人	1-2人 15人	1-8人 15人	1-5人 14人	1-1人 14人	1-5人 14人	80人

(利用の開始、終了に関する事項及び利用に当たっての留意事項)

第10条 当所は、市町村が行った利用調整により当所の利用が決定されたときかつ保育の実施の委託を受けたときは、これに應じる。

2 保育の利用開始にあたっては必要な事項を記載した書面により、当該利用子どもの支給認定保護者とその内容を確認する。

3 当所の利用子どもが次のいずれかに該当するときは、特定教育・保育の提供を終了するものとする。

(1) 「子ども・子育て支援法規則」第1条の規定に該当せず、村が

利用を取消ししたとき。

(2) 支給認定保護者から当所利用の取消しの申出があったとき。

(3) 市町村が当所の利用継続が不可能であると認めたととき。

(4) その他、利用継続において重大な支障又は困難が生じたとき。
(緊急時等における対応方法)

第11条 当所は、特定教育・保育の提供中に、利用子どもの健康状態の急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに利用子どもの家族等に連絡するとともに、嘱託医又は利用子どもの主治医に相談する等の措置を講じる。

2 特定教育・保育の提供により事故が発生した場合は、子育て支援課及び支給認定保護者に連絡するとともに、必要な措置を講じる。

3 利用子どもに対する特定教育・保育の提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行う。

(非常災害対策)

第12条 当所は、非常災害に関する消防計画等を作成し、防火管理者を定め、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に職員に周知するとともに、毎月1回以上、避難及び救出その他必要な訓練を実施する。

(虐待の防止のための措置)

第13条 当所は、利用子どもの人権の擁護、虐待の防止等のため、責任者を設置する等必要な体制の整備を行うとともに、その職員に対し、研修を実施する等の措置を講ずるよう努める。

(秘密保持)

第14条 当所の職員は、業務上知り得た利用子ども及び支給認定保護者の秘密を保持する。

2 地域子ども・子育て支援事業を利用した子どもやその家族の秘密を保持する。

3 職員でなくなつた後においても同様に秘密を保持する。

(苦情解決)

第15条 当所は、保護者等からの相談や事業全般に係る要望、苦情に適切に対応する体制を整えるために、苦情解決責任者、苦情受付担当者及び第三者委員会を設置し、苦情に対して必要な措置を講じ

別表1 保育の提供に要する実費に係る利用者負担金

1 保護者会費	年間 3,600円 (観劇代、運動会・クリスマス会・進級等事業及びブレゼント代、慶弔費等)
2 日本スポーツ振興センター掛金	年間240円(掛金の一部)を負担。事故に備え、全所児が加入する。
3 新年度教材費	クレヨン・はさみ・カラー帽子等個人で使用する用品を入手時に希望購入 使用する用品・集金額は年齢によって異なる。
4 各自用意するもの	保育所指定の園服、紺半ズボン、カバン (3歳以上児) ・お昼寝用の布団、コップ・おしぼり等

別表2 特定教育・保育の質の向上を図るために要する費用

項目	内容、負担を求め理由、目的	金額
親子遠足(3・4・5歳児)	バス代・入園料	約6,000円
思出遠足(5歳児)	バス代・入園料	約2,000円
5歳児所外保育	バス代・入園料	約5,000円
写真代	生活・行事等の様子	普通サイズ1枚40円 大ききサイズ1枚90円
幼児演劇鑑賞教室	団体観劇料金	1,700円
(4・5歳児)	(バス送迎代含む)	
交通安全教室(5歳児)	バス代・入園料	約3,000円

る。
2 苦情を受け付けた際は、速やかに事実関係等を調査するとともに、苦情申出者との話し合いによる解決に努める。その結果、必要な改善を行う。

3 苦情内容及び苦情に対する対応、改善策について記録する。
(記録の整備)
第16条 当所は、特定教育・保育の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存する。

- (1) 保育の提供に当たった計画
- (2) 保育に係る必要な事項の提供の記録
- (3) 市町村への通知に係る記録
- (4) 苦情の内容等の記録
- (5) 事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録
(その他の事項)

第17条 この規程に定めるもののほか、保育所の管理に必要な事項は、所長がその都度定める。

附 則(平成27年美浦村教育委員会訓令第4号)
この訓令は、公布の日から施行し、平成27年4月1日から適用する。

附 則(平成29年美浦村教育委員会訓令第1号)
この訓令は、公布の日から施行し、平成29年4月1日から適用する。

附 則
この訓令は、公布の日から施行し、平成30年4月1日から適用する。

訪問型家庭教育支援事業 対象家庭へのアプローチイメージ

年度区分	関係機関	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	6歳	7歳	8歳	9歳	10歳	11歳	12歳	13歳	14歳	15歳
						年少	年中	年長	小1	小2	小3	小4	小5	小6	中1	中2	中3
平成29年度 実施内容	あっぷるクラブ(帯支援)	・4ヶ月児健診での支援															
	適応指導教室(戸別訪問)	・各家庭の戸別訪問(小学生～中学生)															
	幼稚園、保育所、子育て支援センター	・子どもたちの見守り、関係者へのつなぎ															
	小学校・中学校	・児童・生徒の状況把握→支援チームへ連絡															
	教育委員会・保健福祉部	・要保護児童の対応															
	推進協議会推進員	・子どもたちの見守り、関係者へのつなぎ															
平成30年度 実施内容	あっぷるクラブ(帯支援)	・4ヶ月児健診 ・1歳6か月児健診等での支援(新規)															
	適応指導教室(戸別訪問)	・各家庭の戸別訪問(小学生～中学生)															
	幼稚園、保育所、子育て支援センター	・子どもたちの見守り、関係者へのつなぎ															
	小学校・中学校	・児童・生徒の状況把握→支援チームへ連絡															
	教育委員会・保健福祉部	・要保護児童の対応															
	推進協議会推進員	・子どもたちの見守り、関係者へのつなぎ															
	青少年相談員(戸別訪問)	・保育所、幼稚園に属していない子どもの支援															
今後の課題	未就学児家庭の訪問体制の構築 (戸別訪問)	未就学児家庭の訪問チーム (将来的に構築を目指す)															

美浦村教育振興基本計画 見直し方針（案）

1 見直しの方針について

美浦村教育振興基本計画（以下、「本計画」）は、平成26年度から平成35年度までの10年の間に実現し解決すべきことを想定し策定しました。

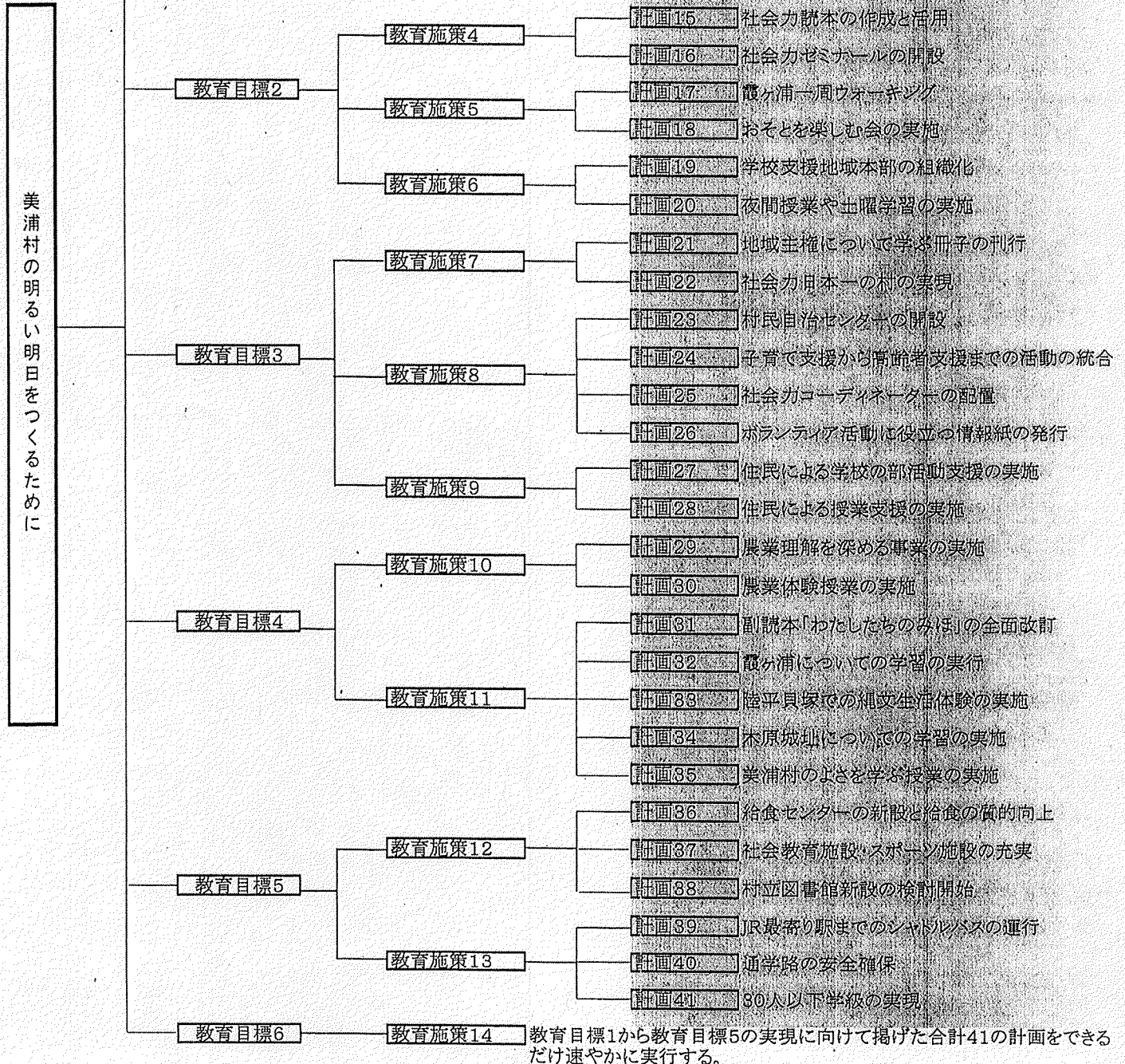
本計画は、5年後に改めて計画の内容を検討し、必要な改訂を加えて平成35年度までの実現を目指すものとしています。

本年度（平成30年度）は、計画策定から5年目を迎えるため、これまでの各計画の進行状況や達成度を検討し、実現の可能性や時点修正を加えた上で今後の5年間の取り組むべき計画について見直しを実施いたします。

2 見直しのスケジュール

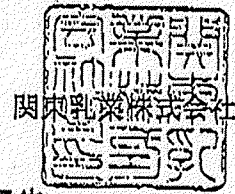
時 期	実施内容
平成30年 4月～6月	課題、進捗、現状の取りまとめ 計画1～4.1（別紙）の見直し（案）の作成 ・教育委員会事務局各課による作業 ・校長会に意見を求める ・各審議会に意見を求める
7月	↓ 検討（定例教育委員会） ↓
8月～9月	議会報告 ↓
10月	検討（定例教育委員会） ↓
11月 ～	↓
平成31年 2月	見直し策定

この41項目を見直し



平成 30 年 4 月 20 日

保護者の皆様へ



学校給食用牛乳に関する異味等についてのお詫びとご報告

平素は、弊社商品に格別のご愛顧を賜り、厚く御礼申し上げます。

この度、弊社が 4 月 17 日に製造した学校給食用牛乳「カントーミルク（紙容器 200ml）」を飲んだ児童、生徒様より「味が薄い」、「色が薄い」とのお問い合わせをいただき、ご心配とご迷惑をお掛けしましたことを心よりお詫び申し上げます。

今回の異味等については、弊社の調査及び土浦保健所、竜ヶ崎保健所の立入り調査により特定の時間帯に誤って製造ラインに洗浄液(*)が投入されたことが原因と確認されました。

また、この商品については弊社の牛乳提供エリアである 15 市町村、6 県立学校のうち 5 市町村（潮来市、石岡市（旧八郷町）、銚田市、阿見町、取手市）に配送された 1,507 本の一部に混入した可能性があることが判明しております。

現在のところこの件に関しての健康被害のお申し出は受けておりません。

この結果を受け、製造の自粛をすることと致しましたことから、4 月 19 日の学校給食用牛乳を欠品してしまい、児童・生徒並びに保護者の皆様にご多大なるご迷惑をお掛けしましたことについて重ねてお詫びを申し上げます。

尚、翌 20 日からの提供につきましては、県内の他の乳業会社の協力を得て代替提供をさせていただきます。

現在は、二度とこのような事を起こさないよう作業手順やチェック体制等の見直しに取り組んでおり、見直し後の製造管理体制について保健所に確認をしていただく予定となっております。

今後は、一層の品質管理と従業員教育により再発防止を徹底し、安全で安心な牛乳の提供に努めてまいります。

※この洗浄液は、一般的に食品等（カット野菜や飲料水等）の殺菌の目的で使用される食品添加物で、有機物に接すると分解される性質を持っています。

今回は、製造から飲用まで 20 時間程度が経過し、分解が進み安全な状態だと考えられますが、ご心配な点につきましては、下記までご連絡ください。

本件に関するお問い合わせ先

関東乳業株式会社

製造担当 笹山隆之 品質管理担当 遠藤勇気

Tel 0297-66-1813 fax 0297-66-2124

平成30年4月19日

該当市町村教育委員会教育長 殿

茨城県牛乳協同組合
関東乳業株式会社

学校給食用牛乳代替品の納入について

謹啓 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

平素は、格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、この度、学校給食用牛乳の欠品につきまして深くお詫び申し上げます。

現在、原因の改善策を進めておりますが、万全を期するため、当該製品の生産を一時自
粛させていただきます。それに伴い、4月20日以降は、下記の代替え品を納入させてい
たいただきますので、各学校等への周知をお願い申し上げます。

多大なるご迷惑をお掛けいたしまして、重ねてお詫び申し上げます。

今後とも、品質管理には万全を期して、お客様に安心して召し上がっていただける商品
をご提供させていただくよう努力してまいりますので、事情ご賢察のうえご理解賜ります
よう何卒よろしくようお願い申し上げます。

謹白

記

代替え商品

「ふるさと牛乳 200ml」 (飲用向け) 製造者：トモ卫乳業株式会社

「ふるさと牛乳 1000ml」 (調理用向け) 製造者：トモ卫乳業株式会社

美浦村民体育祭代替事業(案)

美浦村民体育祭は昭和31年から52回にわたり開催してまいりました。この間、実施種目についても見直しをするなど検討を重ねて開催してきましたが、平成29年度は、これまでで最も少ない13地区の参加となり、地区対抗全種目に参加した地区は、7地区にとどまりました。このような状況を踏まえ、美浦村民体育祭の見直しをしたいと考えております。

美浦村民体育祭の代替事業については、スポーツ推進委員会、スポーツ推進審議会、定例教育委員会、議会等で事務局案をもとに議論をいただき、まとめた案が以下の2つの案となります。

項目	案 1	案 2
期 日	平成30年11月3日(土) 午前中	平成30年10月7日(日) 午前中
会 場	光と風の丘公園 多目的広場	光と風の丘公園 多目的広場
内 容	<ul style="list-style-type: none"> ①地区対抗種目を廃止し、健康増進のため誰でも楽しむことができるレクリエーション競技を行う。 ②屋外でできる競技を行う。 ③“みほ”産業文化フェスティバルと同日開催とする。 	<ul style="list-style-type: none"> ①地区対抗種目を廃止し、健康増進のため誰でも楽しむことができるレクリエーション競技を行う。 ②屋外でできる競技を行う。
実 施 種 目 の 内 容(案)	<ul style="list-style-type: none"> ①プロアスリートと触れ合う。 ②ストラックアウト(野球) ③ストラックアウト(サッカー) ④タッチダウン ⑤ディスクターゲット ⑥輪投げ ⑦抽選会 ⑧スタンプラリー 	<ul style="list-style-type: none"> ①プロアスリートと触れ合う。 ②ストラックアウト(野球) ③ストラックアウト(サッカー) ④タッチダウン ⑤ディスクターゲット ⑥輪投げ ⑦抽選会 ⑧スタンプラリー
その他	<ul style="list-style-type: none"> ①11月3日は晴れの特異日であり、天候に左右される可能性が低い。 ②近隣自治体では実施していない、文化とスポーツを一体としたイベントを開催する。 	<ul style="list-style-type: none"> ①これまでの村民体育祭と同様に天候に左右される(雨天中止)可能性がある。 ②スポーツイベントのみの開催となるため、“みほ”産業文化フェスティバルのスタッフも参加可能である。

※上記の実施種目の内容(案)の中で、地区対抗(任意参加)の種目を実施するか否か、今後検討する。